土地壳買等届出書

2 年 4 月 1 0 日 長野県知事 様 法人にあっては、その名称、代表者の役職名及び 氏名を記載してください。 権利取得者(譲受人) 住 所 ₹ 380-8570 026-232-0111 電話 長野市大字南長野字幅下692-2 長野太郎株式会社 代表取締役 長野太郎 氏 名 産 業 動 業 設 担 当 部 課 企画部土地売買担当 業 保 険 代理人による届出の場合には、代理権の所 在及びその範囲を証する書面を添付してくだ さい。(社内規程、委任状等) 又は代理人 業 製 浩 業 商 5 業 長野次郎 氏名 026-235-7017 σ 他 雷 話 法人にあっては、その名称、代表者の役職名 及び氏名を記載してください。 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき土地に関する所有権(地上権・賃借権 出ます。 記 契約の相手方(譲渡人)の住所 氏 契約締結年月日 名 契約の相手方等に関 する事項 松本市大字○○1234-56 松本三郎 土地が4筆以上ある場合は、別紙に必要な事項を記入してください。 目 積 地 面 + 容 居 表示 号 登記簿 現 況 登記簿(m²) 実 測(m²) 地 地 長野市大字南長野〇〇町 12,000.00 1 000-1宅地 宅地 長野市大字南長野〇 宅地 宅地 関 12,011.00 m² 合 計 2 筆 出に る 権 利 以 権 番 利用の る 所 有 権 所有権以外の権利 現 況 号 所有者の住所 所有者の氏名 種 別 内 容 権利者の住所 権利者の氏名 事 工場 項 2 移転又は設定に 移 転 又 は 設 係る権利以外の権利 番 地等 係る権利 所有権以外の権利 種 類 概 有 権 号 種別 所有者の住所 所有者の氏名 種別 内容 権利者の住所 権利者の氏名 存関 工場 鉄骨2階 折有権 該当なし るる 築後30年 2,000 m² 作項 番 上 権 又 は 賃 借 権 の場 移転又は設定の態様 特記事項 存続期間 残存期間 堅固・非堅固の別 地代 (年額・円) 号 地に関す に関 売買 該当なし 土地が4筆以上ある場合は、別紙に必要な事項を記入してください。 対価等の 工作物等に関する対価の額等(消費税含む。 土地に関す る 価 号 地目 (現況) 面 積 (m²) 単 価(円/ 対価の額(円) 種 類 対価の額(円) 額等 宅地 1, 200, 000, 000 工場 宅地 1, 100, 000 (ъ) 実 清 右 事 項 (#) 算 用涂等 円未満切捨て 利 地 用途、規模等当該土地の利用目的を可能な 限り詳細に記載してください。 用 \mathcal{O} ※宅地分譲(○○区画) 利 ・団として利用する計画 利用目的により土地 ※事務所(鉄骨造 延面積○○m²) 用 現 用 である土地全体の取得 況 目 の現況に変更がある 人工面率とは土地のうち自然状態でない部分のことで、宅 地のほか農地も人工面に該当します。 面積を記載してください ※資産保有 的 変 場合は有に、変更が B 等 更 無い場合は無に○を 関 利用目的に係る 利用目的に係る 쥛 的 付けてください。 長野市南長野南県町 土地の面積 土地の所在 る 計画人口 事 人工面率 0 0 % 利用計画の概 8 5 % Y / 戸) 項 要 その他 開発許可担当部局と協議中 住宅団地における想定人口等を記載してください。 その他参考と なるべき事項

国土利用計画法第23条第1項に基づく 土地売買等届出書(事後届出)記入上の注意

◎ 記入上の注意

- 1 ※印のある欄には記入しないこと。
- 2 「氏名」の欄には、法人にあっては、その名称、代表者の役職名及び氏名を記載すること。
- 3 「番号」の欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 4 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により記載すること。
- 5 「概要」の欄には、建築物その他の工作物にあっては、延べ面積、構造、使用年数等を、木竹にあっては、樹種、樹齢等を記載すること。
- 6 「移転又は設定の態様」の欄には、売買、交換等の登記原因の区分により記載すること。
- 7 「利用目的」の欄には、用途、規模等当該土地の利用目的を可能な限り詳細に記載すること。
- 8 「人工面率」の欄には、利用目的に係る土地の面積に占める樹林地、草地、水辺地、岩石地及び砂地(農地、採草放牧地及び芝生、庭園木等の植栽された土地を除く。)以外の土地の面積の割合の現況及び計画を記載すること。
- 9 「その他」の欄には、利用目的に係る土地利用規制についての手続きの進捗状況を記載すること。
- 10 「計画人口」の欄には、住宅団地における想定人口等を記載すること。
- 11 「その他参考となるべき事項」の欄には、土地に関する権利の移転又は設定と併せて権利の移転又は設定する工作物等以外の工作物等に関する事項及びその他参考となるべき事項を記載すること。また、不勧告通知書が必要となる場合には、その旨を記載すること。
- 12 届出に必要な部数は、添付図書も含め、正本1部、副本2部の計3部(原則)です。

◎ その他

届出書のほかに各種添付図書が必要となります。(原則3部)

- ・位置図(縮尺1/50,000以上の地形図)
- ・周辺状況図(住宅地図、縮尺1/2,500以上の図面等)
- ・土地の形状図(公図等。実測による契約の場合は実測図も添付)
- ・契約書の写し(契約書の写し、又はこれに代わるその他の書類)等

◎ 提出先

当該土地が所在する市町村の担当窓口に提出してください。 (長野県に直接提出はできませんのでご注意ください。)。